

進路だより 令和元年11月15日発行

兵庫県立

夢に向かって

視覚特別支援学校

進路指導部発行

平成31年度 進路講演会 講演録

さる9月27日（金）の3・4時間目、辰巳社会保険労務士事務所
の辰巳周平氏をお招きして、進路講演会が実施されました。

辰巳氏からは、障害年金の手続きについて、とても具体的かつ実
生活に役立つ話を伺うことができました。

質疑応答の時間にも生徒から活発に質問が出る、実り多い講演会
となりました。

今回の講演内容は、当日参加できなかった保護者の方にもぜひ知
ってもらいたいと思います。

かなり長いのですが、以下に講演録を掲載します。

初診日を確定する

どんな障害であっても、どんな病気であっても、最初に病院に行
った日、どこの病院に行ったのかを、つまり初診日をはっきりさせ
ましょう。

年金は保険

障害者手帳は、年齢、性別にかかわらず、障害の状態が該当すれ
ば誰でももらえます。

障害年金は保険です。年金を納めた方だけがもらえる制度です。基本的には、20歳が来たら必ず国民年金を支払う必要がある。これがこの国のルールです。これは日本国民としての義務です。逆に言えば、10代の頃はまだ年金を納める義務がありません。だけど、そうじゃない場合、「年金を納めていなかった。」「いろんな理由で納めることができなかった。」「払えない状態をほったらかしにしていた。」という人は、どのような障害の状態になっても障害年金を請求することすらできません。

年金には等級がある

障害者手帳と同様、年金でも1級というのが最上級です。両眼の視力を足して0.04以下なら1級です。2級は両眼の視力を足して0.05から0.08となります。でも、3級は両眼の視力を足さない。3級は、両眼とも視力が0.1以下の場合に該当します。次は、4級となるかということそうではなくて、障害手当金になります。これは、年金で出すほどひどくはないけど、障害があることは認めますので、お見舞い金として支払うという項目で、両眼とも視力が0.6以下でもらえます。この情報を知らないと、0.6ぐらいだともらえないと思いついで損している場合があります。逆に言えば、進行性の病気の方は、右目と左目の視力がそれぞれ0.6以下になったら年金がもらえるということです。

他に、視野障害というのもあります。これは、平成14年4月から追加になりました。今から17年前のことです。

自分の視力と視野は自分で把握する

こういった情報は、病院の医師たちもほとんど知りません。ここが問題です。また、残念ながら、行政機関、いわゆる市役所の職員の人、それから年金事務所の職員の人、そういった人たちも、ここまでの情報を知らない人がたくさんいます。

今、自分の視力はどれぐらいなのかということ、自分自身が把握しておいたほうがいい。そうでないと、自分が年金支給対象に該当しているのかさえ、判断がつかないことになります。

国は皆さんの視力を知らない。皆さんが、右目と左目の視力を足して0.04以下になったことなんて、国は知りようがないのです。それを自分が知って言わなきゃいけない。「私の視力はこれぐらい悪くなりました、だから年金をください。」と声を上げないと、国は年金を出してくれません。

だから、皆さんも、病院に行った時に、視力検査を受けた後にぜひ聞いてください。

「今、私はどれぐらい見えていますか。視力はいくつでしたか。」

視野検査したら、自分の視野を聞いてください。自分の個人情報ですから、病院は教えてくれます。それと、視力障害と視野障害は別なのだということもしっかり覚えておいてください。

年金用語における「治った」の意味

年金用語の「治った」というのは、回復したのではなくて、もうこれ以上良くも悪くもならない状態を「治った」といいます。もう

これ以上進行もしない。薬を出しても、手術をしても、良くも悪くもならない。もうこれ以上、一生このままというのが「治った」という言い方になります。

年金は遡って請求できない

障害年金は、初診日から1年半後を、障害を認定する日とする決まりがあり、この間が障害認定期間となって障害認定日以降に年金の請求手続きができます。ここで気を付けなければならないのは、年金は遡ってもらえないということです。「年金の申請書類を提出した翌月から年金を出しますよ。」というルールになっています。

ですから、20歳を超えている方は特に、早く年金を請求しなければいけません。例えば、「5年前に障害者手帳を取りました。その時からの分の障害年金をください。」ということとはできません。障害年金は、あくまでも申し出た翌月からの支給となります。ですから、障害年金というのは、気づいたらいち早く行動を起こすということが重要になります。

知的障害や精神障害がある場合

年金の支給対象基準は、視覚障害以外の場合、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者とする。」となっています。つまり、「家から出られないのだから、働けないのは当然だから、年金を支給します。」という理屈になります。

知的障害や精神疾患があるといった場合、基本的に視力障害のように検査数値が入りません。ですから、今のように障害者が働ける社会になって、また十分ではないけれども、国は障害者の雇用をずいぶん促進していて、ある一定の配慮を受ければ働くこともできますし、1人で外へ出て行くこともできる時代になってきています。そういった人がいるのに、昔からこの基準が変わっていないのはおかしいということで争いになり、よく裁判になっています。

障害者手帳と年金制度は別

障害年金のことは、市役所などの行政機関もあまりわかっていません。例えば、障害者手帳が3級を持っている国民年金加入者が、障害基礎年金の請求に行ったところ、「年金は2級までしかありません。あなたは手帳3級でしょう。年金は2級からの支給ですよ。」という冷たい対応をされて、結局何もできないまま帰ってくるという悲しい事例がいっぱいあります。

逆に、5級の身体障害者手帳を持っているからと言って年金事務所なんかで相談に行くと、「年金には5級はありません。3級からです」と言われて、けんもほろろに追い返される。

でも、実は違う。身体障害者手帳と年金支給はイコールではない。身体障害者手帳の5級の場合、年金の等級では3級に相当します。2つ等級が上がります。このように、身体障害者手帳の等級と年金の等級は一致しないのです。そこは別物として考えた方がいいのです。

働いていたら年金はもらえないのか

視覚障害の場合、視力・視野に関しては数字だけの世界になるので、働いていても障害年金はもらえます。全く問題がありません。

障害年金を受けている人がいて、理解のある会社に雇われて給料をもらって働き始めた。だからと言って年金を止められたりすることはありません。視力障害と視野障害で年金が止まるのは、症状が良くなった時だけです。

医師とのかかわり方

医療関係者も、年金支給に必要な視力が何なのか、わかっていないことが多いのです。例えば、視力検査をした時、しつこく聞く検査者がいます。そこで、目をすぼめてみたり、首をかしげてみたり、ゆっくり考えて、なんとなく答えるという場面があります。

年金支給に必要なのは、日常生活視力、正面向いて見えている目の見え方です。ぱっと見て、見えなかったら見えないと答えていい。それは嘘じゃない。

測る人、測り方によっても視力はずいぶん違ってきます。年金の等級は、先ほども説明したとおり1級は0.04以下です。2級は0.05以上です。1級の障害基礎年金はおよそ年間100万円です。2級というのは年間およそ80万円もらえます。年間20万円の差があります。

この0.01の視力の差はとても大きい。

だから、どれだけ理解のあるお医者さんや病院にめぐり合うかによっても、その人がもらう年金の額は違ってくる。診断書の数値が良くなれば年金が止まってしまう。だから、年金を受け始めた人はずっと安心じゃなくて、自分の視力は必ず自分で把握しておく。

だから、お医者さんの書いた診断書を確認しないで、そのまま年金事務所に提出するのだけはやめましょう。必ず隅から隅まで診断書には目を通す。コピーをとる。これは徹底しておいてください。それが自分の身を助けます。

下手をすれば、突然に年間80万円あった年金がゼロになる。これはとても大きい。生活基盤の根底が揺らいでしまうような事態になりかねない。コピーを取っていれば、年金の申請を更新する場合などには前回出した診断書と比べることができます。だから、しっかり比べて、納得してから診断書を出すようにしてください。

収入要件について

年金は保険です。かけている以上はもらえる。だから、働いているからといって年金は止まりません。けれども、ある一定程度の収入を超えると年金が止められる場合があります。

20歳前に初診日がある人は、保険料を納めているとか、納めてないという以前の問題で、条件をクリアしている。ということは、20歳前に初診日があった人は、もう初診日の要件は関係なく無条件に年金が出ます。つまり、保険料を納めていることとは関係なく年金がもらえるのですから、その人たちには収入要件があります。

年間の所得が単身者で460万円前後、およそ500万円を超えると年金が止まります。20歳を超えて初診日がある人は関係がない。

所得と収入も違います。収入は、総支給額と言って、税金とかが引かれる前のお金のことをいう。所得は給料とか自分の稼いだお金から、税金や必要経費を全部引いたものが所得です。年間所得が500万円を超えるというのは、年間収入でいうとおそらく800~900万円くらいなので、非常に例としては少ない。

また、20歳前に初診日がある人の場合、海外に住むと年金はもらえません。20歳より後に初診日がある人は、年金をかけているので海外に行っても年金はもらえます。だけど、20歳前に初診日があって年金をもらっている人は、収入要件もあるし、国内居住条件もある。年金が欲しい人は、日本国内に住んでおいてください。海外に住民票が出たら年金は止まります。

もう一つ、刑務所に入って拘留されてしまうと年金支給は停止します。

いつからもらえるのか

20歳の誕生日の前日から受付ができます。そして、実際にもらえるのは20歳の誕生日の次の月からです。9月10日生まれでも、9月27日生まれであっても一緒、10月分からの支給になる。提出した翌月からというのが大前提です。その方が亡くなるまで、一生涯に渡って障害年金は支給され続けます。

本当に遡ってもらえないのか

100%できませんが、一つだけ遡ってもらえる方法があります。

例えば、今35歳の人がいるとしましょう。その人の初診日は25歳、10年前とします。こういう制度を知らずに今まできました。その人が遡ってもらう方法が一つだけあります。障害認定日にすでに障害の状態にあったということを示せば、遡ることができます。

初診日から1年半後という非常に限定されたその時の診断書を用意できて、なおかつ当時から障害年金をもらうことが許されたかどうかを証明できれば遡ってもらえます。

ただし、年金の時効は5年です。だから、初診日から1年半後の障害認定日から数えて、8年分の年金をもらえるわけじゃない。遡って年金がもらえるのは5年分だけですし、これは非常に狭き門です。

初診日がある程度近ければいいけれども、そもそも初診日が15年から10年前だっていう人もざらにいます。その人たちは、まず初診日を探すこと自体が困難です。

病院に残されたカルテ、皆さんの問診表は、最後に来院した日から5年を過ぎたら捨てても良いことになっている。そうすると、病院がまだ残っていて、お医者さんも同じ人だったとしても、書類が残っているとは限らない。初診日がわからないと、障害年金のスタートラインにも立てないのです。

いつまで申請できるのか

65歳までです。65歳の誕生日の2日前までという決まりがあります。その時までに出してください。67歳になりました。70歳になりました。もうダメです。請求できません。あくまでも、65歳までという決まりがあります。

なんでこんな決まりを設けているか。65歳をすぎたら、年金というのは老齢年金があり、自分がかけてきた年金をもらう権利が発生します。国の考え方では、65歳までに不幸にして障害を負った場合は、その保障として年金を出します。だけど、65歳を超えたら、もう自分の年金をもらいなさいということになる。もう65歳を超えたら、障害かどうか分からない。

70歳、80歳になったら、みんなどこか悪いのです。年を取れば足腰も悪くなる、目も老眼になる。視力は落ちる。だから、どこからどこまでが老化で、どこからどこまでが障害なのか、区別がつかないようになる。障害年金は65歳までというのが国の考え方です。だから、気づいた段階でいち早く請求しなければいけないのです。

参加者からの質問に対する回答

生活保護との併給について

基本的には、障害年金は手当なので、別で受けることができます。それを受けることによって、生活保護が打ち切られるということはありませんが、ケースバイケースで生活保護の一部が削られます。

両方とも丸々もらえるわけではありません。

中心暗転の視野障害認定について

中心暗点の場合は、視野障害としては扱われず、視力障害として扱われます。

中心部が見えないからといって首をちょっとかしげて見るとか、ずらして見るとか、そういうような形だったら見えてしまう。でも、本来生活視力は先ほども述べたとおり正面から見るものです。だから、真ん中が見えないのだったら、正面から見て病院で視力検査したらい。その点に理解のない病院で検査すると、結構苦労します。

最後に：年金のことは社会保険労務士に相談を！！

実際に年金を請求する段になると、皆さん非常に苦労されます。

年金事務所には事跡システムと言って、相談に行った内容が全部残ります。つまり、話の内容は、窓口の職員のパソコンに全部残ってしまう。そうすると、1回目、2回、3回目と言うことが違っていくと、非常におかしな話になる。年金事務所は、相談するところではありません。あくまで書類を提出するところです。

「私の初診は〇月〇日です。だから、請求書をください。」

年金事務所は、それだけで終わるところです。年金事務所は請求用紙をもらって出すところです。それまでに、自分の今までの病歴をしっかりと整理してください。そうしなかったために、非常に苦労して何ヶ月もかかってしまい、書類を提出した翌月からもらえるはずだった年金が数ヶ月流れるのです。こんなもったいないことはあ

りません。

だから、いかにスムーズに請求できるかということが、一つのポイントになります。

初動、一番始めの動き出しで失敗すると後々引きずる。生涯に渡って障害年金がもらうことができなくなるので、1回目は完璧にやってください。そこでつまずいたらたいへんです。

慎重にやるのだったら、専門家をお願いするというのも一つの手です。自分でできるのなら、自分でやるに越したことはないけど、しんどいし、難しい。相談するなら、社会保険労務士といった専門家に相談しましょう。

もしくは、特別支援学校の進路指導の先生とかに相談すれば、そこから私みたいな者に紹介がきて、何かアドバイスできるかもしれない。何かサポートにつながるかもしれない。スムーズに行く人はすごく簡単にもらえる人もいます。それぐらい差があることなのです。

100人いたら100人、その人の病歴は違います。だから、ある人が簡単だったから私も簡単にもらえるなんて単純なものではない。逆に、あの人は苦労したって言っているけど、私は簡単にもらったという場合もあります。

生涯に渡ることだから、初めて申請する時は慎重に申請してください。

※詳しくは、日本年金機構のホームページも参考にしてください。